

「憲法は何故

改正しなければならぬか」

清原 淳平先生

(財団法人協和協会の常務理事)

平成三年九月二十六日開催「昼食会」講演要旨

日本の憲法はまず、その制定

の過程で国際公法違反の疑いが

ある。十九世紀ヨーロッパでは

各国が戦争を繰り返して、戦勝国

は、いつも敗者に自分の都合の

良い憲法を押し付けたが、次の

戦争で勝敗が逆転すると、今度

は相手の言いなりの憲法を強制

された。そんな事の繰り返しなの

反省から、一九〇七年に「占領

者は絶対的な支障のないかぎり、

占領地の現行法規を尊重すべし」

というハーグ条約が締結された。

日米両国とも、後からではある

が、この条約に加盟している。

今度の大戦後、ドイツ・イタ

リアとも連合軍から改憲を要求

されたが、いずれもこの条約を

盾にこれを拒否した。しかし日

本はマックアーサーに天皇の一

身、あるいは皇室の存続が保証

できないといわれて、改憲を呑

まされたのである。形式的には

とに角、実質的には国際公法違

反の疑いが濃い。

現行憲法は占領軍の英文原稿

を大急ぎで翻訳したので、法律

用語の誤りが多い。議決(可決

と否決を含む)と可決を混同し

たり、予算と予算案の取り違え

など沢山あるし、戦争放棄というが、放棄というのは、相續放棄の場合のように、当然ある權利を捨てることで、侵略戦争が当然の權利である訳がない。

独立国である以上、当然憲法に想定して置くべき、緊急事態発生の場合の最高指揮機關の指定と、その指揮責任者の指定。

また總理大臣の突然の死去、あるいは内閣全員の死亡などの場合取るべき措置について、現行憲法に何の規定もない。

憲法には国民の權利に関する規定は沢山あるが、義務については、教育と納税をあげるだけで、バランスを欠いている。權利と義務は盾の両面であるという民主主義の原則に反している。

第八十九条で、公に属しない

教育、慈善・博愛に公の資金の支出を禁じている。しかしそれでは、私立学校特に私立大学、あるいは社会福祉事業がなり立たないので、私学振興財団や社会福祉事業といった機關を設けて、これらを通して政府資金を支出している。最高裁は教育に關して、この支出を違憲の疑いがあるとしている。

憲法でいつも問題になる第九條は、英文で読むと戦車や軍艦を持つことは到底できない。九條をいく通りに解釈できるか、憲法学会で調べたら、実に十八通りの解釈が可能という結果になった。国の基本法である憲法がそんなに沢山の解釈ができるような事は許されない。

このように種々の憲法の解釈

を政府が採用して、法と現実のギャップを埋めているのは決して良い事ではなく、国民の順法精神に悪影響を与えている。

個々の条文の不備や、語句の誤りの問題はさておき、日本國憲法は果して独立國の憲法に値いするのか。戦前のフィリッピンなどの植民地憲法は、外交權と軍事權を持たないのが特徴だった。

日本の憲法は外交權をハッキリ制限してはいないが、前文の「諸国民の信義と公正に信頼し・」というの、あからさまに「アメリカの信義と公正」とは書けなかったのだ、あのようには表現したままで、軍事權の否定と共に植民地憲法の陰を残している。

マックアーサーは日米開戦まで六年間フィリッピン軍司令官をしていたので、日本憲法の草案を作るにも、フィリッピンの植民地憲法を参考にしたのだろう。

最後に憲法改正のルールにふれておこう。法と現実が食い違っておるのを見過ごすのは、法治國として失格である。日本は現行憲法を制定以来四十七年間、全然改憲をしていないが、この間に西ドイツ三十五回、スイス五十四回、ソ連五十三回など頻繁に改正している。他にも多くの國が改憲をしている。

ところが日本では、社会党、共産党が中心になって、改憲はただちに戦争につながると唱え、マスコミがまたその尻馬に乗っ

て宣傳するので、国民もそう思
いこまされている。これまでに、
稲葉、奥野の二人の法務大臣が、
憲法は勿論厳守するが、将来の
問題として、改憲をする方が良

いと思うとの趣旨の発言をした
からという事で辞職させられた。
こんなことで日本は果して、民
主的法治国家といえるだろうか。

(文責・編集部)